

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇違法駐車車両を移動した場合等の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

〈公安委員会規則〉

〇車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

## 規則

違法駐車車両を移動した場合等の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

奈良県規則第十四号

奈良県知事 柿本善也

第一条 違法駐車車両を移動した場合等の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則（昭和三十二年九月奈良県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第十五項」を「第五十一条第十八項」に、「第五十一条第十四項」を「第五十一条第十七項」に、「所有者等」を「使用者等」に改める。

第二条 違法駐車車両を移動した場合等の負担金の額を定める規則の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第十八項」を「第五十一条第十五項」に、「第五十一条第十七

項」を「第五十一条第十四項」に改める。

### 附則

この規則中第一条の規定は平成十六年十一月一日から、第二条の規定は道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第三条の規定の施行の日から施行する。

## 公安委員会規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

奈良県公安委員会

委員長 西口廣宗

奈良県公安委員会規則第七号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年9月奈良県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。  
本則中「所有者等」を「使用者等」に改める。

### 附則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。